

# 1 地方税財政制度の改革

## 1 地方税財源の充実・強化

### 【提案内容】

提出先 総務省、財務省

消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲を行うこと。

また、行政サービスの地域間格差を是正するため、令和8年度与党税制改正大綱にも盛り込まれているとおり、特別法人事業譲与税の拡充などの検討を着実に進め、地方自治体間の税収偏在の是正に向けた措置を講じること。

これらにより、安定性が高く、偏在の少ない地方税財源の充実強化を図り、各地方自治体の仕事量に見合った安定的な税財源を確保すること。

#### ◆現状・課題

各地方自治体は、仕事量に見合った税財源が確保されていない。

また、現在の地方自治体間の税収偏在は、令和元年度税制改正において、特別法人事業税・譲与税制度が創設されてもなお是正が不十分であり、特に、法人関係二税（県民税・事業税）において顕著である。その結果、0歳から18歳までの全ての子供に月額5千円の支給や第一子の保育料無償化をはじめとした少子化対策、水道基本料金の無償化など、一部の行政サービスでは、財政状況等により大きな地域間格差が顕在化し、拡大している。

これを踏まえ、地方自治体間の税収偏在が少ない税源については、国から地方に移譲を進めるとともに、地方自治体間の税収偏在が特に顕著な法人事業税については、特別法人事業譲与税の拡充などによる税収偏在の是正が必要である。

#### ◆実現による効果

安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税財源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、中長期的な施策に継続して取り組むことや、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。

参考：令和8（2026）年度与党税制改正大綱（抜粋）

東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要がある。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。

（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

## 2 自動車関係諸税の見直しに伴う代替財源の確保

### 【提案内容】

提出先 総務省、財務省

自動車税環境性能割の廃止並びに地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止による地方の減収分については、地方財政への影響が生じないように、代替となる恒久財源を確保すること。

#### ◆現状・課題

##### 〔自動車税環境性能割の廃止について〕

令和8年度与党税制改正大綱では、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって、自動車税環境性能割が廃止することとされ、廃止による地方の減収分については、「安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する」とされている。

##### 〔地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止について〕

令和8年度与党税制改正大綱では、地方揮発油税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止については、令和7年11月5日の与野党6党合意に示された方針の下、地方の安定財源については、賃上げ促進税制の見直し等の税制措置による地方増収分を活用するほか、具体的な方策を引き続き検討し、令和9年度税制改正において結論を得るとされており、「安定財源を確保するまでの間も、安易に国債発行に頼らず、つなぎとして、税外収入等の一時財源を確保して対応するとともに、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応する」とされている。

##### 〔地方の減収分の補填について〕

自動車税環境性能割の廃止並びに地方揮発油譲与税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止による令和8年度の地方の減収分については、地方特例交付金で全額補填することとされたが、令和9年度以降の具体的な方策は決まっていない。

#### ◆実現による効果

上記の廃止による減収分の財源が確保されることにより、安定的な行政サービスを提供することができる。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

### 3 消費税等の税率引下げを行う場合の代替財源の確保

#### 【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

消費税及び地方消費税は、その約4割が地方の財源となっており、社会保障関係費が増加する中において極めて重要な財源となっていることから、仮に税率引下げを行う場合は、代替となる財源を確保すること。

#### ◆現状・課題

第51回衆議院議員選挙に際して公表された自民党の政権公約では「飲食料品は、2年間に限り消費税の対象としないことについて、今後「国民会議」において、財源のスケジュールの在り方など、実現に向けた検討を加速します」とされており、令和8年2月に「国民会議」での議論が開始された。

#### ◆実現による効果

仮に消費税及び地方消費税の税率引下げが行われた場合でも、地方財政への影響を避けることができる。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

### 4 地方一般財源総額の確保・充実

#### 【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

地方が責任をもって、地方の実情に沿った行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に地方の財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

特に、地方の固有財源である地方交付税については、法定率の引上げを含む更なる見直しにより、総額を確保すること。

#### ◆現状・課題

地方の社会保障関係費は、「三位一体改革」前の平成17年度と比較すると約2.8倍に伸びている。特に、都市部の本県は全国平均よりも高齢化の影響が大きく、介護・医療・児童関係費の増加率は約3.8倍に達している。さらに、近年では人件費の増加、物価の上昇などが歳出の増加要因となっている。

そのため、社会保障関係費の増加については、国の責任において、一般財源の総額確保が求められる。

また、人件費の増加や物価の上昇などにより経費が増加する中であっても、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを担っていくためには、地方財政計画に地方の財政需要を的確に積み上げ、地方一般財源総額を確保するだけでなく、充実させる必要がある。

#### ◆実現による効果

地方一般財源総額の確保・充実により、地方自治体は安定的な財政運営を行うことができる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

## 5 臨時財政対策債の廃止

### 【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされており、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費負担の最大の要因となっている。令和8年度は新規発行がないが、令和9年度以降収減や財政需要の増加等により地方の財源不足が生じる場合には、地方財政計画に臨時財政対策債を計上することなく、引き続き本来の姿である地方交付税により措置すること。

また、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保すること。

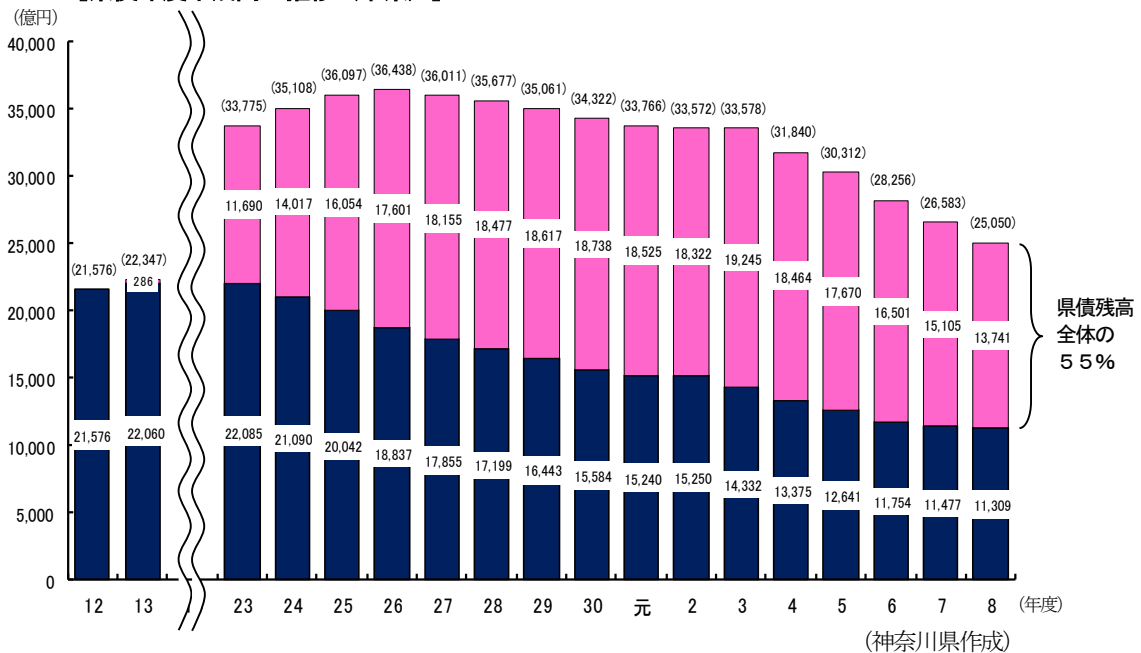
#### ◆現状・課題

本県では臨時財政対策債を除く県債残高は、長年の発行抑制の取組から減少を続けている。一方で、臨時財政対策債については、令和4年度以降減少に転じ令和7年度には新規発行がなくなったが、財政力の高い団体に多く配分されてきた過去の発行の影響が大きく、引き続き県債残高の半分以上を超え、財政の硬直化をまねいている。

こうした中、令和8年度地方財政計画では、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、新たな臨時財政対策債の発行が引き続きゼロになったことに加え、臨時財政対策債償還基金費が創設された。しかし、臨時財政対策債は制度延長されなかったものの令和9年度以降の状況は示されておらず、臨時財政対策債償還基金費も令和8年度限りとされている。

財政健全化のため、既往の臨時財政対策債の元利償還金について、償還財源を確実に別枠として確保する必要がある。

【県債年度末残高の推移（本県）】



#### ◆実現による効果

臨時財政対策債の廃止や算定方法の見直しにより、臨時財政対策債の新規発行が抑制され、県債残高の減少及び公債費負担の軽減が図られる。

(神奈川県担当課：総務局財政課)